大規模事故編

目　　次

第１章 総　論 …… 1
　第１節 計画の基本方針 …… 3
　　第１ 計画の目的 …… 3
　　第２ 計画の対象 …… 3
　　第３ 計画の修正 …… 3
　　第４ 他計画との関係 …… 3
　　第５ 計画の周知 …… 3
　第２節 大規模事故への体制 …… 4
　　第１ 対策の実施者及び役割 …… 4
　　第２ 配備体制 …… 4
　　第３ 災害救助法の適用 …… 5
第２章 大規模事故対策計画 …… 7
　第１節 大規模火災対策計画 …… 9
　　第１ 予防計画 …… 9
　　第２ 応急対策計画 …… 10
　第２節 林野火災対策計画 …… 12
　　第１ 予防計画 …… 12
　　第２ 応急対策計画 …… 13
　第３節 危険物等災害対策計画 …… 14
　　第１ 予防計画 …… 14
　　第２ 応急対策計画 …… 15
　第４節 航空機災害対策計画 …… 17
　　第１ 予防計画 …… 17
　　第２ 応急対策計画 …… 17
　第５節 鉄道災害対策計画 …… 19
　　第１ 予防計画 …… 19
　　第２ 応急対策計画 …… 19
　第６節 道路災害対策計画 …… 21
　　第１ 予防計画 …… 21
　　第２ 応急対策計画 …… 21
　第７節 海上災害対策計画 …… 23
　　第１ 予防計画 …… 23
　　第２ 応急対策計画 …… 24
　第８節 油等海上流出災害対策計画 …… 25
　　第１ 予防計画 …… 27
　　第２ 応急対策計画 …… 28
　第９節 放射性物質事故対策計画 …… 30
　　第１ 予防計画 …… 31
　　第２ 応急対策計画 …… 32
　第１０節 大規模停電等対策計画 …… 35
　　第１ 予防計画 …… 35
　　第２ 応急対策計画 …… 35

第１章 総　論

第１節 計画の基本方針

第１ 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が増大している。

旭市内及び周辺には、東日本旅客鉄道総武本線、成田国際空港等が存在し、また、海岸部では過去に船舶事故や油流出事故の被害を受けており、陸海空において大規模な事故が発生するおそれがある。

本計画は、これらの事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、地震・津波編に準ずるものとする。

第２ 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第２条及び同法施行令第１条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害である。

〈対象とする事故災害〉

(1) 大規模火災	(2) 林野火災
(3) 危険物等災害	(4) 航空機災害
(5) 鉄道災害	(6) 道路災害
(7) 海上災害	(8) 油等海上流出災害
(9) 放射性物質事故	(10) 大規模停電

第３ 計画の修正

総則編　第１節「第４　計画の修正」に準ずる。

第４ 他計画との関係

総則編　第１節「第５　他計画との関係」に準ずる。

第５ 計画の周知

総則編　第１節「第７　計画の周知」に準ずる。

第２節 大規模事故への体制

第１ 対策の実施者及び役割

大規模事故災害への対策は、原則として、第１に事故の原因者、第２に消防機関及び警察が対応に当たるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市役所の全機能をもって対応する。

なお、各機関の業務大綱及び所掌事務、本計画に記載のない事項は、地震・津波編の規程に準ずるものとする。

第２ 配備体制

１．配備基準及び本部体制

大規模事故災害が発生した場合は、早急に注意配備を敷き、必要な要員を動員し、情報収集、連絡を行うとともに、次の体制に移行するための準備を行う。

大規模事故の状況により各部における対策が必要な場合は、警戒配備又は事故災害対策本部（非常配備）を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規程を準用する。

〈配備基準〉

体制		配備基準
本部設置前体制	注意配備	(1) 市域及びその周辺に大規模事故が発生し、情報収集等が必要なとき (2) その他状況により市長が必要と認めたとき
	警戒配備	(1) 市域及びその周辺で大規模事故が発生し、現場での事故対応以外の対策が必要と市長が認めたとき (2) その他状況により市長が必要と認めたとき
事故災害対策本部体制	非常配備	(1) 重大な事故災害が発生した場合で、総合的な対策が必要と市長が認めたとき (2) その他状況により市長が必要と認めたとき

２．現地調整所

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、市又は県は、現地調整所を速やかに設置し、現地の関係機関との連絡調整を図るものとする。

３．情報収集・報告

市（総務課、消防本部）は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

〈消防庁への報告要領〉

(1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合は、県に加えて消防庁にも報告 (2) 通信の途絶等により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防へ変更 (3) 119番通報の殺到時には、その状況を消防庁及び県に報告

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等即報	建物火災	(1) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 社会的影響度が高い船舶火災 (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア　海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ　500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1) 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 (3) 基準以上の放射線が検出される等の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他特定の事故	(1) 爆発、異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故即報		死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 映画館、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第３ 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第１条第１項第１号から第３号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第４号）に適用する。

第２章 大規模事故対策計画

第１節 大規模火災対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	都市整備課、生涯学習課、消防本部
第２　応急対策計画	総括班、食料班、物資班、給水班、収容班、福祉班、消防本部、消防団、旭警察署

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第１ 予防計画

１．建築物不燃化の促進

市（都市整備課）は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策の実施を検討する。

(1) 建築物の防火規制

ア　建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火・準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

イ　建築基準法第 22 条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

２．防災空間の整備・拡大

市（都市整備課）は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、関係各課との調整の上、次の対策を行う。

(1) 市街地拡大に応じた計画的な公園・緑地の配置、火災に強い植栽の検討

(2) 地域の避難場所としての公園の防災性能の向上

３．市街地の整備

市（都市整備課）は、市街地再開発事業、土地区画整理事業等により防災上安全性の高い市街地の形成を促進する。

４．火災予防に係る立入検査

市（消防本部）は、火災を未然に防止するため、消防法等に基づき防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物への立ち入り検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

５．建築物の防火対策

市（消防本部）は、以下の建築物の防火対策を行う。

(1) 住宅防火対策

全ての住宅(寝室、階段等)への住宅用火災警報器の設置を徹底するとともに、防炎製品の活用等を促進する。

(2) 多数の者を収容する建築物

ア　消防計画の作成及び遵守

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

イ　防火対象物の点検及び報告

一定規模以上の防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(3) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、(1)(2)に加え、下記事項について指導する。

ア　消防防災システムのインテリジェント化の推進

①　高水準消防防災設備の整備

②　複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

③　防災センターの整備

イ　防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施

６．文化財の防火対策

市（消防本部、生涯学習課）は、文化財の所有者又は管理者に対して以下の事項を指導する。

なお、防火施設の整備に当たっては、重要文化財（建造物）については「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（文化庁、令和３年 12 月）に基づいて行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても本指針を勘案して行う。

(1) 消防設備の設置・整備

ア　消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等を設置する。

イ　自動火災報知設備、漏電火災警報器等を設置する。

(2) 防火管理

ア　定期的な巡視と監視を実施する。

イ　危険箇所について消防機関から指導を受ける。

ウ　消防法等に基づき防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画を作成し指導する。

エ　毎年１月 26 日を文化財防火デーとして文化財建造物の消火訓練を実施する。

７．消防組織及び防災資機材の充実

市（消防本部）は、消防職員及び団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

市（総括班、消防本部）は、火災の状況に応じた職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

市（総括班、消防本部）は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．消防活動

市（消防本部、消防団）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救急救助

市（消防本部）は、火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

５．遺体の収容

市（福祉班）は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

６．交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保等、必要に応じて的確な交通規制を行う。

７．避難

市（総括班、消防本部）は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示等を伝達するとともに、市（収容班）は、安全な地域に避難所等を開設する。

避難誘導に当たっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。

８．生活救援

市（食料班、物資班、給水班）は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

９．広報活動

市（総括班、消防本部）は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール等による広報活動を行う。

また、市（総括班、消防本部）は、状況に応じて災害相談窓口を設置し、負傷者の搬送先や遺体の収容等について、問い合わせに対応する。

第２節 林野火災対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	消防本部、県（北部林業事務所）
第２　応急対策計画	総括班、収容班、福祉班、消防本部、消防団、旭警察署

本市は豊かなみどりに恵まれており、林野火災がひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極めて大規模火災となるおそれがあるため、林野火災への対策について定める。

第１ 予防計画

１．広報宣伝

(1) 広報などによる注意

市（消防本部）は、広報紙、防災行政無線、インターネット等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

また、山火事予防運動週間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

(2) 学校教育による指導

市（消防本部）は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小、中学校児童生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

２．法令による規制

市（消防本部）は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 市条例で定める火の使用制限

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限

(3) 火入れの許可制の励行（消防法第 22 条第 4 項）

３．林野の整備

森林所有者は、下草刈、枝打ち、間伐等を実施し、林野火災を予防する。

４．森林保険への加入

県（北部林業事務所）は、未加入森林の森林保険への加入を促進する。

５．消防計画の樹立

市（消防本部）は、林野の所在する地形状況を把握し、容易に消火活動ができるような調査図を作成し、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

６．消防体制の策定

(1) 火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。

(2) 林野火災の消火に必要な機器の整備、点検に努める。

(3) 初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないため、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

市（総括班、消防本部）は、林野火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

市（総括班、消防本部）は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに千葉県に報告する。

３．広報活動

市（総括班、消防本部）は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール等による広報活動を行う。

また、市（総括班）は、状況に応じて災害相談窓口を設置し、負傷者の搬送先や遺体の収容等について、問い合わせに対応する。

４．避難

市（総括班、消防本部）は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示等を行い、収容班は安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、区（自治会）等は、避難誘導に当たって、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。

５．消防活動

市（消防本部、消防団）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、千葉県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用い、また、自衛隊航空機等による支援を得て被害の拡大防止に努める。

６．救急救助

市（消防本部、消防団）は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を要請する。

７．遺体の収容

市（福祉班）は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

８．立入規制

警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第３節 危険物等災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	消防本部
第２　応急対策計画	総括班、食料班、物資班、給水班、収容班、福祉班、環境班、消防本部、消防団、旭警察署

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物等災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

(1) 危険物：消防法第 2 条第 7 項に規定されているもの
　（例）石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
(2) 火薬類：火薬類取締法第 2 条に規定されているもの
　（例）火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
(3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第 2 条に規定されているもの
　（例）液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第 2 条に規定されているもの
　（例）毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第 1 条の 12 に規定されているもの
　（例）紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料など
　なお、道路上での危険物等の災害については、第 6 節「道路災害対策計画」の定めるところによる。

第１ 予防計画

１．予防査察

市（消防本部）は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

２．事業所防災対策の強化

市（消防本部）は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設の管理者等は防災組織を確立し、情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確保する。また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

３．消防体制の強化

市（消防本部）は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの消防計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

市（総括班、消防本部）は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

２．情報収集・伝達体制

市（総括班、消防本部）は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．消防活動

市（消防本部、消防団）は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消火活動の応援要請を行う。

４．救急救助

市（消防本部、消防団）は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

５．遺体の収容

市（福祉班）は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

６．交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保等、必要に応じて的確な交通規制を行う。

７．避難

市（総括班、消防本部）は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難指示等を伝達し、収容班は安全な地域に避難所を開設する。

消防団、区（自治会）等は、避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。

８．生活救援

市（食料班、物資班、給水班）は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

９．広報活動

市（総括班、消防本部）は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール等による広報活動を行う。

また、市（総括班）は、状況に応じて災害相談窓口を設置し、負傷者の搬送先や遺体の収容等について、問い合わせに対応する。

１０．環境汚染対策

市（環境班、消防本部）は、危険物等による汚染を防止するため、監視を行う。流出が確認された場合は、関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

第４節 航空機災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、消防本部
第２　応急対策計画	総括班、収容班、福祉班、救護班、消防本部、消防団、旭警察署

成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいい、本市は含まれない。）以外の区域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防計画及び応急計画を定める。

第１ 予防計画

市（総務課、消防本部）は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

市（総括班、消防本部）は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

市（総括班、消防本部）は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

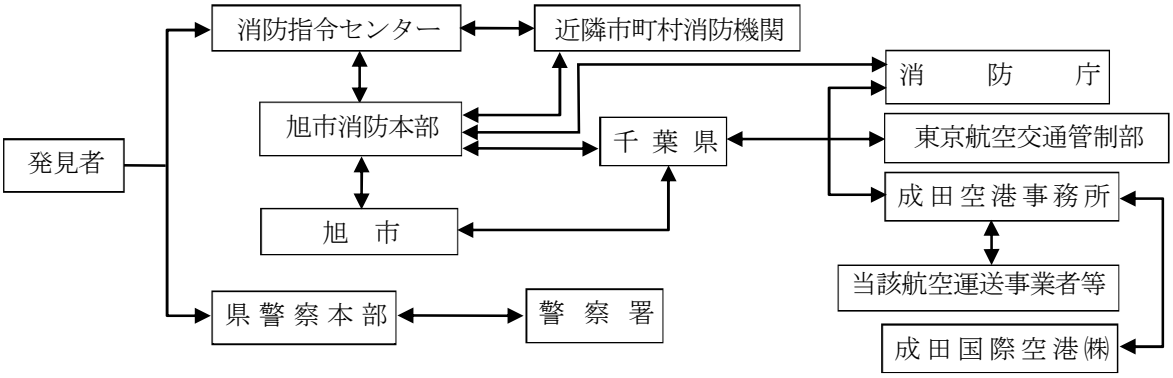

〈成田国際空港区域周辺以外で事故が発生した場合の情報受伝達ルート〉

３．消防活動

市（消防本部、消防団）は、近隣消防機関、警察と協力し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。また、消防活動を円滑に行うため火災警戒区域を設定する。

さらに、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救急救助

市（消防本部、消防団）は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、(一社)旭匝瑳医師会、(一社)旭市歯科医師会、日本赤十字千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

５．遺体の収容

市（福祉班）は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

６．交通規制

警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

７．広報活動

市（総括班、消防本部）は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール等で広報を行う。

また、市（総括班）は、状況に応じて災害相談窓口を設置し、負傷者の搬送先や遺体の収容等について、問い合わせに対応する。

８．防疫・清掃

市（救護班）は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、地震・津波編　第２章「第 11 節　清掃・廃棄物・環境対策」に準ずる。

９．避難

市（総括班、消防本部）は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示等を発令し、収容班は安全な地域に避難所等を開設し収容する。

１０．その他支援

市（総括班）は、県、関係機関の要請により、公共施設の提供等の必要な対策を支援する。

第５節 鉄道災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、消防本部、東日本旅客鉄道株式会社
第２　応急対策計画	総括班、収容班、福祉班、救護班、消防本部、消防団、旭警察署、東日本旅客鉄道株式会社、(一社)旭匝瑳医師会、(一社)旭市歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故といった鉄道災害に対する対策について定める。

第１ 予防計画

市（総務課、消防本部）、東日本旅客鉄道(株)及び関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

市（総括班、消防本部）は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

市（総括班、消防本部）は、発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

３．消防活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

市（消防本部、消防団）は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救助・救護活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

市（消防本部）は、乗客、地域住民救出のため救出班を編成し、担架等必要な資機材を投入して救出に当たる。

負傷者の救護は、市（救護班）が災害現場に救護所を設置し、(一社)旭匝瑳医師会、(一社)旭市歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、病院又は災害拠点病院等に搬送する。

５．遺体の収容

市（福祉班）は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

６．交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報等により交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保等、必要に応じて的確な交通規制を行う。

７．避難

市（総括班、消防本部）は、鉄道事故により影響を受ける区域の住民に対し、避難指示等を伝達し、収容班は安全な地域に避難所を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い避難所を開設する。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

８．広報活動

市（総括班、消防本部）は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール等による広報活動を行う。

また、市（総括班）は、状況に応じて災害相談窓口を設置し、負傷者の搬送先や遺体の収容等について、問い合わせに対応する。

９．東日本旅客鉄道株式会社の応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合、関係乗務員は冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の職員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障が生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

(2) 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊が到着するまで、駅区長の指揮により、消火器、乾燥土砂等を用いて初期消火作業を行う。

(3) 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

(4) 情報連絡体制

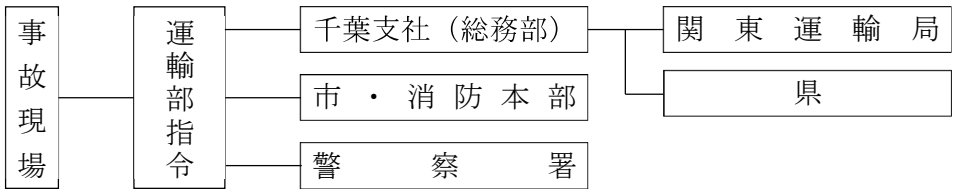

第６節 道路災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	建設課、県（海匝土木事務所）
第２　応急対策計画	総括班、収容班、福祉班、土木班、消防本部、消防団、旭警察署

多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第１ 予防計画

１．危険箇所の把握・改修

道路管理者（建設課、海匝土木事務所）は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

２．危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

市（総括班、消防本部）は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。道路施設が被災した場合は、道路管理者は、警察署、消防署等に通報する。

市（土木班、消防本部）は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

また、市（総括班、消防本部）は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．消防活動

市（消防本部、消防団）は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救急救助

市（消防本部、消防団）は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

５．遺体の収容

市（福祉班）は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

６．交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保等、必要に応じて的確な交通規制を行う。

７．避難

市（総括班、消防本部）は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示等を発令し、収容班は安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、区（自治会）等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。

８．広報活動

市（総括班、消防本部）は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール等による広報活動を行う。

また、市（総括班）は、状況に応じて災害相談窓口を設置し、負傷者の搬送先や遺体の収容等について、問い合わせに対応する。

第７節 海上災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	消防本部、県、銚子海上保安部、関係機関
第２　応急対策計画	総括班、福祉班、救護班、消防本部、銚子海上保安部、(一社)旭匝瑳医師会、(一社)旭市歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部

周辺海域において、船舶の海難及び来遊者の水難により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については、「第８節　油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

この計画の対象となる災害は、次のとおりである。

(1) 旅客船、その他多数の者が乗船している船舶の海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

(2) 漁船の集団海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

(3) 来遊者の水難事故で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

第１ 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

１．各種予防対策

(1) 航行の安全確保

ア　銚子海上保安部は、沿岸域における海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ　銚子海上保安部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ　県は、海匝漁業協同組合等と連携して漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は、海匝漁業協同組合等と連携して、船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

(3) 海難救助訓練

市（消防本部）は、銚子海上保安部と連携して、海難救助訓練を実施する。

２．資機材等の整備

銚子海上保安部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

市（総括班、消防本部）は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と連携を図るために現地災害対策本部を設置する。

その他、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

〈現地災害対策本部の構成機関〉

旭市、銚子海上保安部、千葉県、警察署、消防団、海匝漁業協同組合、その他の機関

２．情報収集・伝達体制

市（総括班、消防本部）は、海上事故災害が発生したとの連絡を受けた場合は、必要な防災関係機関に連絡する。

また、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．捜索・救助・救護活動

(1) 捜索

市（消防本部）、銚子海上保安部、警察署は、海匝漁業協同組合等の協力を得て、海岸及び海域において被災者の捜索を行う。

(2) 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和 43 年 3 月 29 日）に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

(3) 救助・救急

市（消防本部）は、海域及び海岸地域において救助された負傷者等を医療機関に搬送する。

市（救護班）は、負傷者が多数の場合は災害現場に医療救護所を設置し、(一社)旭匝瑳医師会、(一社)旭市歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

４．遺体の収容

市（福祉班）は、遺体を収容した場合、警察署等と調整し、遺体の安置所、検案場所を設置する。

５．広報活動

市（総括班、消防本部）は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール等による広報活動を行う。

また、市（総括班）は、状況に応じて災害相談窓口を設置し、負傷者の搬送先や遺体の収容等について、問い合わせに対応する。

第８節 油等海上流出災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、商工観光課、農水産課、建設課、消防本部、県（海匝土木事務所、銚子漁港事務所）、銚子海上保安部
第２　応急対策計画	総括班、食料班、物資班、救護班、環境班、土木班、消防本部

周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合は、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

１．対象災害

本計画の対象は、船舶の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）（以下「海防法」という。）第 3 条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

２．防災関係機関の役割

油等海上流出災害に関する関係機関の役割は、次のとおりである。

(1) 銚子海上保安部

ア　情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
イ　連絡調整本部の設置
ウ　排出油等防除協議会の的確な運営
エ　事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
オ　人の生命及び身体並びに財産の保護
カ　海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
キ　流出油の応急防除措置の実施
ク　一般船舶等に対する事故状況の周知
ケ　船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
コ　火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
サ　油防除資機材の整備
シ　海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
ス　自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づく災害派遣要請
セ　海上治安の維持
ソ　防災関係機関との協力体制の確立
タ　各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供
チ　警戒区域の設定及び立入制限並びに市への通知
ツ　事故原因者への指導、助言

(2) 県

ア　的確な情報収集及び防災関係機関への通報
イ　事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置

ウ　関係排出油等防除協議会との連絡調整
エ　国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整
オ　防災関係機関への協力要請及び連絡調整
カ　自衛隊法に基づく災害派遣要請
キ　市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
ク　事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
ケ　油防除資機材の整備
コ　河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
サ　漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
シ　回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
ス　漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
セ　野生生物及び史跡等の保護・保全
ソ　漁業者等の復旧支援
タ　市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

(3) 市
ア　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
イ　防災関係機関及び住民への情報提供
ウ　事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
エ　漂着油の除去作業等
オ　事故拡大防止のための消火その他消防活動
カ　事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
キ　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示等
ク　県又は他の市町村、関係機関等に対する応援要請
ケ　漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
コ　油防除資機材の整備
サ　回収油の一時保管場所等の調査協力
シ　漁業者等の復旧支援

(4) 市消防本部
ア　事故状況の実態把握と情報収集
イ　人命の救助及び救急活動
ウ　出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
エ　漂着油、排出油の防除活動
オ　関係機関との相互情報提供

(5) 市消防団
ア　漂着油、排出油の防除活動

(6) 自衛隊
自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ、緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。
ア　航空機等による流出油の情報収集
イ　油の拡散防止及び回収等の応急活動
ウ　応援要員及び救援物資等の搬送

(7) 漁業協同組合等
ア　漁業被害の防止対策
イ　漁業被害の調査及び再生産対策の実施

(8) 海上災害防止センター
ア　海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
イ　船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
ウ　船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
エ　海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
オ　防災関係者への指導助言の実施

(9) 石油連盟
ア　大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓発
イ　油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

(10)　銚子管内排出油等防除協議会
ア　排出油の防除に関する自主基準の作成
イ　排出油の防除に関する技術の調査及び研究
ウ　排出油の防除に関する教育及び共同訓練の実施
エ　その他排出油の防除に関する重要事項の協議
オ　各機関が行う防除活動の調整

３．事故原因者の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者の主要な責務は、次のとおりである。

(1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
(2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
(3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
(4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
(5) 被害者の損害等に対する補償

第１ 予防計画

１．航行の安全確保

銚子海上保安部は、海域における交通制限、交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

２．広域的な活動体制

市（総務課、消防本部）は、県及び国等の機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図る。

３．油防除作業体制の整備

市（農水産課、商工観光課、建設課）及び県（海匝土木事務所、銚子漁港事務所）は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」（平成 11 年 3 月）、「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」（平成 18 年 3 月）を活用し、地域に即した対応ができるような体制を整備するとともに、油防除資機材の備蓄や関係機関が行う防災訓練等に参加する。

第２ 応急対策計画

１．防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

２．応急活動体制

市（総括班、消防本部）は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

３．情報収集

市（環境班、土木班、消防本部）は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施する。

４．警戒区域の設定・避難活動

市（総括班、消防本部）は、沿岸住民に影響がある場合、海岸地域に警戒区域の設定及び立入制限を実施し、現場の警戒並びに付近住民に対する避難指示等を行う。

５．流出油の防除措置

市（環境班、土木班、消防本部）は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、全庁的な体制でその被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

６．広報活動

市（総括班、消防本部）は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、メール等による広報活動を行う。

７．環境保全等に関する対策

市（食料班、救護班、環境班）は、以下の措置を講じる。

(1) 県と連携して油等流出事故による被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

(2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

(3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

８．油回収作業実施者の健康対策

市（救護班）は、海匝保健所及び(一社)旭匝瑳医師会等の協力を得て健康対策を実施する。

９．補償対策

(1) 船舶油濁損害賠償保障法による補償

船舶油濁損害賠償保障法（昭和 50 年法律第 95 号）に基づき、流出した燃料油により損害を受けた漁業者及び観光業者等は、その損害額に加えて損害の防止、軽減に要した費用を船舶所

有者に請求できる。また、国、地方公共団体等は、損害の防止、軽減に要した費用を同法に基づき船舶所有者に請求できる。

(2) 海防法による補償

海防法第 41 条の 2 に基づく海上保安庁長官からの要請により、地方公共団体等が防除措置を講じた場合、同法第 41 条の 3 に基づき、その費用を行政処分により船舶所有者に請求できる。

１０．事後の監視等の実施

市（総括班、食料班、物資班、環境班、土木班、消防本部）は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後も、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第９節 放射性物質事故対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、環境課、消防本部、県、旭警察署
第２　応急対策計画	総括班、食料班、物資班、給水班、救護班、環境班、消防本部

１．基本方針

市及び県には、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関等の放射性同位元素等使用事業所が存在している（２．(1)の表「放射線防止法対象事業所一覧」参照）。

また、「原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）」（以下「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、県内でも柏市などで局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、「地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

また、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

核　原　料　物　質：原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 3 号に規定する核原料物質をいう。
核　燃　料　物　質：原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質をいう。
放 射 性 同 位 元 素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素をいう。
原　子　力　事　業　所：原災法第 2 条第 4 号の規定にされる工場又は事業所
核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 52 条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 7 の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第第 3 条の 2 第 1 項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

２．放射性物質事故の想定

県地域防災計画により、放射性物質事故を次のように想定する。

(1) 放射性物質取扱事業所施設（市内は 1 施設。原子力規制委員会「RI 法対象事業所一覧（令和 2 年 3 月 31 日現在）」より）で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

〈放射線防止法対象事業所一覧〉

事業所名	所在地	区分			分類
		密	非	発	
(地独)総合病院 国保旭中央病院	旭市イの 1326	○	○	○	医

(注 1) 「区分」欄において、「密」は密封された放射性同位元素、「非」は密封されていない放射性同位元素、「発」は放射線発生装置を示す。

(注 2) 「分類」欄において、「医」は医療法に基づく医療機関、「他」は医療機関、教育・研究機関及び民間の工場・作業所以外の機関を意味する。

(2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出することなどを想定する。

(3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミスの事故などを想定する。

(4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミスの事故などを想定する。

第１ 予防計画

１．放射性物質取扱施設の把握

市（消防本部）は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

２．情報の収集・伝達

市（総務課、消防本部）及び県は、国、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・伝達体制を確保するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

３．応急活動体制の整備

市（総務課、消防本部）は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

また、市、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

４．環境放射線モニタリング体制の整備

市（環境課）は、放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

５．退避誘導体制の整備

市（総務課）は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

６．防災教育・防災訓練の実施

県及び市（総務課、消防本部）は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

７．放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

市（総括班、消防本部）は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

ア　事故発生の時刻
イ　事故発生の場所及び施設
ウ　事故の状況
エ　放射性物質の放出に関する情報
オ　予想される被害の範囲及び程度等
カ　その他必要と認める事項

また、県は、火災・災害等速報要領に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

(2) 被害状況の報告

市（総括班、消防本部）は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察などの防災関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．事業者による応急対策活動

(1) 放射性物質取扱事業所における事故

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がりの防止及び汚染の除去等、放射線障害を防

止するために必要な措置を直ちに講じる。

(2) 放射性物質の事業所外運搬における事故

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことで、原子力災害の発生の防止を図る。

また、直ちに必要な要員を現場に派遣し、必要に応じて他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。さらに、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

４．緊急時のモニタリング等活動

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による環境放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

環境放射線モニタリング項目は次のとおりである。

ア　大気汚染調査	イ　水質調査
ウ　土壌調査	エ　農林水産物への影響調査
オ　食物の流通状況調査	カ　市場流通食品等検査
キ　肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	ク　廃棄物調査
ケ　その他必要な調査等	

(2) 市の措置

市（環境班、各班）は、公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

５．防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表３　ＯＩＬ（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡し、又は必要に応じて退避・避難を要請する。

本部長（市長）は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民に対して屋内退避又は避難の措置を講じる。

６．広報活動

市（総括班、消防本部）は、ホームページや広報紙で情報の提供を行うとともに、問い合わせ窓口を設置し、相談活動を行う。

７．飲料水及び飲食物の摂取制限等

県及び市（食料班、物資班、給水班）は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され、又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、法令に基づく食品の廃棄・回収など必要な措置を講じる。

８．消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

市（消防本部）は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

９．広域避難

(1) 市外への避難

市（総括班）は、市外へ避難が必要な場合は、広域一時滞在の手続きを県に要請する。

避難後は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入れ先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

(2) 広域避難者の受入れ

市（総括班）は、市外からの広域避難者の受入れについて県から協議があった場合は、受け入れることが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れる。この場合、広域避難者に対し公共施設等の受入れ体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供、情報提供に努める。

１０．放射性物質復旧対策

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

県及び市（環境班、各班）は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

県及び市（食料班、物資班、給水班）等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 住民の健康管理

県及び市（救護班）は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

県は、国及び市（総括班）等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市（環境班）等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。

第１０節 大規模停電等対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	各課
第２　応急対策計画	各班、県（海匝土木事務所）、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社

暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等を定める。

第１ 予防計画

１．倒木対策

市（各課）は市管理施設敷地内及び街路上の樹木について強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、当該樹木の伐採を推進する。

２．非常電源の確保

市（各課）は、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。

また、要配慮者利用施設の入所者等の人命を確保するため、社会福祉施設等の非常電源の整備を促進する。

３．大規模停電を想定した家庭内備蓄の励行

市（各課）は、停電の長期化を想定してLEDランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄に加えるよう周知する。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

市（総括班）は、「大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」と認めるときに災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。

また、状況に応じて経済産業省、県、電力事業者、電気通信事業者等に、連絡員の派遣を要請する。

その他状況に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼する。

２．情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

電気通信事業者は通信障害の情報を収集し、現状と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

市（総括班）は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を市及び電力事業者、電気通信事業者と共有する。

３．電源車等の運用

(1) 非常電源の稼働状況の把握

市（総括班）は、重要施設の非常電源整備状況リストに基づき、市内の各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を収集し、国、県、電力事業者と共有する。

また、非常電源の燃料が不足する場合は、経済産業省、千葉県石油協同組合旭支部等に燃料補給を要請する。

(2) 電源車等の確保、運用

市（総括班）は、長時間停電となり、非常電源が不足する重要施設の機能維持のため、電力事業者へ「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び「災害時における電源車の配備に関する覚書」に基づき電源車の配備を要請し、配備に向け対応する。

４．電力の早期復旧

電力の早期復旧のため、電力事業者、電気通信事業者、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等が連携した迅速な復旧を推進する。

(1) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、市（総括班）があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

〈優先復旧すべき重要施設〉

ア　生命の危険に直結する医療施設や福祉施設
イ　指定避難所として開設されている施設
ウ　災害対応の中枢機能となる市災害対策本部が存在する施設
エ　上下水道施設をはじめとするライフライン施設

計画に当たっては、道路管理者（土木班、海匝土木事務所）と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

(2) 道路障害物の除去

道路管理者は、電力施設、電気通信施設の復旧作業のため通行する道路の障害物について電力事業者、電気通信事業者と協力して除去する。

市（総括班、土木班）は、自衛隊災害派遣部隊、災害協定団体等に、倒木等の障害物除去作業を要請する。

除去した障害物の移動先は道路管理者が指示し、必要に応じて災害対策基本法第 76 条の 6 により他人の土地を一時使用して仮置きする。

(3) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者は、市、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊、関係団体等と、復旧計画の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し、情報を共有する。

また、国、県が開催する調整会議とも連携し、情報連絡員を通じて情報を共有する。

５．被災者支援

市（各班）は、停電が長期化した場合、各種支援を行う。

(1) 給水支援

断水時に水道の利用が可能な施設において、給水を行う。また、必要に応じて給水所を設ける。

(2) 熱中症予防

夏季の停電による熱中症を予防するため、注意喚起や予防措置（水分補給、風通し等）を広報する。また、冷房を配備した避難所を利用するよう要配慮者等に呼びかける。

(3) その他

状況に応じて必要な支援策を検討する。